

農林水産省告示（重要な形質）の制定について

平成25年12月6日に開催された種苗分科会の答申を踏まえ、平成26年3月24日付け農林水産省告示第449号で平成20年4月1日付け農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づき重要な形質を定める件）の一部を改正し、同年5月1日から施行。

（参考）

品種登録ホームページ：<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

（実施者 の名称）	平成二十 三年四月 一日	（代表者）	平成二十 三年五月 三十一日
--------------	--------------------	-------	----------------------

（新名称）	公益財団法人日本音楽教育文化振興会	（旧名称）	財団法人日本音楽教育文化振興会
（新代表者）	赤松 昌代	（旧代表者）	赤松 憲樹

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十四号（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を次のよう
に改正し、平成二十六年五月一日から施行する。

表かえでの項の次に次のように加える。

[illegible]

「アムサム」を「アムサラム」に改め、同表とうがんの項の次に次のように加える

[illegible]

表ブラキスコメの項の次に次のように加える。

おおしまこばんのき
樹蓋、分枝の数、一次分枝の長さ、二次分枝の幅、二次分枝の長さ、二次分枝の太さ、二次分枝の色、葉の数、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の形、葉身の先端の形、葉身の基部の形、葉身の緑色の濃淡、葉身の斑の有無、葉身の斑の色数、葉身の斑の主な色、葉身の斑の二次色、アントシアニン着色の強弱、新しうの新葉の色

表木立ちようせんあさがおの項の次に次のように加える。

らじうつぎ

樹高、樹幅、樹冠の形、葉身の斑の有無、葉身の裏面の色、葉身の裏縁部の凹凸、葉の長さ、葉身の長さ、枝の太さ、枝の色、葉の硬さ、葉脈間の凹凸、花序の形、花序の高さ、小花の粗密、裂片の長さ、裂片の毛の多少、花冠裂片の外面の主な色、花冠裂片の裏面の一部の深さ、花冠裂片の表面の色、花冠の目の有無、花冠の切れ込み、南花希菊

表茶の項中「一斗一糶」を「一斗一糶」に改め、同表ろ
うばいの項の次に次のように加える。

[illegible]

表シクラメンの項を次のように改める。

[illegible]

表オーチャードグラスの項中「舞踏」を「莊嚴の舞踏」に、「并舞」を「并舞の舞踏」を「なまじり舞」に、「巨
綱」を「巨の綱」に改め、同表ティフエンバキアの項の次に次のように加える。

[illegible]

表はえとりぐさの項の次に次のように加える。

[illegible]

表ドウランタの項の次に次のように加える。

エキナゲア

表トールフェスクの項中「菜の王薩摩」を「軌(記)の王薩摩」に「王薩摩」を「薩(後)の王薩摩」に改め、同表メドウフェスクの項中「菜薩摩」を「ゆきし薩」に「菜の王薩摩」を「軌(記)の王薩摩」に「王薩摩」を「軌(後)の王薩摩」に改め、同表フェストロリウムの項中「薩(即ち)」の次に「ゆきし薩摩」を加え、同表グラジオラスの項を次のように改める。

クラジオラス

[illegible]

一 草型及び草丈 二 莖又はぎ球莖の形、莖の太さ、ぎ球莖の大きさ、莖又はぎ球莖の色、莖の毛の多少、節間長、葉形、葉の大きさ、葉色、葉の毛の多少及び葉柄の長さ 三 花房の形、花の向き、花形、花の大きさ、花色、花弁の形、花弁の大きさ、花弁の色、花弁の厚さ、一花茎の花数、花茎の長さ、花茎の太さ、花茎の色、花茎の抽出角度、花茎の分枝性、花芽の発生位置及び花の香り 四 開花期、耐寒性、耐暑性、病害抵抗性及び虫害抵抗性	ふうらん
---	------

22894 ミヤコトツク 茨城県稲敷市沼田町田光眼取締役

22894 ミヤコトツヅ

茨城県稲敷市沼田2629番地1 株式会社アグリ総研 代表